

果樹共済

なし



【口座振替のお願い】

NOSAIでは、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

皆様の経営安定をお手伝いします！

加入の条件

所有している園地すべてを加入する必要があります

補償期間 (責任期間)

発芽期



補償期間

収穫期



加入できる 品種

1類 早生 幸水、新水、愛甘水、長寿、筑水、多摩

2類 中生 豊水、あきづき、新星、二十世紀、長十郎、南水、秀玉、恵水

3類 晩生 新高、にっこり、新興、秀峰、塚原、秋峰

※太字は本県で加入が多い品種です。

加入資格	減収総合短縮	特定危険	
	類ごとに5a以上の面積	20a以上の面積と5年以上の栽培経験	
対象となる災害	病虫害 鳥獣害 火災 すべての自然災害	暴風雨 (最大風速 13.9m/秒以上 または最大瞬間風速 20.0m/秒以上)	凍霜害 ひょう害
加入方式	半相殺(農家単位)		樹園地
	被害発生時は 全園地 の基準収獲量の合計と減収量の合計で損害割合を求めます。 基準収獲量の合計		被害発生時は 各園地 ごとの基準収獲量と減収量で損害割合を求めます。 基準収獲量
支払開始割合	3割～5割		3割
補償割合(付保割合)	4割～7割		4割～7割
共済金の支払いとなる場合	農家ごと類区分ごとに果実の減収が基準収獲量の 3割～5割 (支払開始割合)を超えた場合、支払対象となります。		園地ごと類区分ごとに果実の減収が基準収獲量の 3割 (支払開始割合)を超えた場合、支払対象となります。

その他の方式

- ・全相殺方式…JA等の出荷資料もしくは青色申告書等により農家単位の収獲量を把握し、減収量が基準収獲量の2割～4割(支払開始割合)を超える被害があった場合に共済金が支払われます。
- ・地域インデックス…農林水産省より公表される農林水産統計を用いて、当年産の統計単収の減収量が基準統計単収※2の1割～3割(支払開始割合)を超える被害があった場合に共済金が支払われます。

※1 加入方式：詳細については、最寄りの組合等へご確認願います。

※2 基準統計単収：過去の統計単収を基礎として算出(過去5カ年のうち中庸な3年を用いて算出)

共済金額 (補償額)

$$\text{標準収穫量} \times \text{1kg当たりの価額} \times \text{補償割合} = \text{共済金額 (補償額)}$$

(品種、樹齢ごと) (類区分ごとに国が設定) (加入者が選択)

共済金額(補償額) 災害を受けた時に補償される最高限度額

標準収穫量 品種・樹齢に応じて算定した標準的な収穫量

1kg当たりの価額 過去一定年間における果実の平均価格を基礎に農林水産省で算定

補償割合 加入者が定められた範囲で選択

たとえば

- 加入方式：半相殺特定危険
- 補償割合：8割
- 10a当たりの標準収穫量：2,500kg
- 1kg当たりの価額：300円

10a 当たりの共済金額 (補償額) は

$$2,500\text{kg} \times 300\text{円} \times 8\text{割} = 600,000\text{円}$$

農家負担掛金 =

$$\text{共済金額} \times \text{掛金率} \times (1 - \text{防災施設割引率}) - \text{国の負担金}$$

※1 ※2
※国が約半分を負担します

防災施設割引

防災施設が設置されていれば掛金が割り引かれます。

(%)

引受方式		半相殺減収総合短縮	半相殺特定危険 樹園地特定危険
防災施設名			
ネット	防 鳥	5	
	防 風	5	20
	防ひょう	30	30
	多 目 的	40	65
	防 霜 フ ァ ン	5	20
	防 蛾 灯	5	

※1 掛 金 率：農家ごとの過去の被害率に応じて毎年掛金率（危険段階別共済掛金率）を算定します。

※2 防災施設割引率：防災施設の設置がない場合は適用されません。

○農家負担掛金の他に事務費賦課金をご負担頂きます。

農家負担 掛 金

支払共済金は、減収量により損害割合を算出し、その損害割合に応じた『**支払割合**』によって算定します。

$$\text{損害割合} = \text{減収量} \div \text{基準収穫量}$$

基準収穫量

着果数調査及び平年収量等を基礎として園地ごとに定めた収穫量

支払割合

損害割合と加入方式により算出します。

(%)

方 式	損害割合	21	31	40	50	60	70	80	90	100
半相殺減収総合短縮										
樹園地特定危険		0	1	14	29	43	57	71	86	100
半相殺特定危険		1	14	25	38	50	63	75	88	100

支払共済金

たとえば

○加入方式：半相殺特定危険方式

○基準収穫量：5,000kg ○減収量：2,500kg

損害割合は

$$2,500\text{kg} \div 5,000\text{kg} = 50\%$$

支払割合は38%

支払共済金

$$= \text{共済金額} \times$$

(補償額)

支払割合

たとえば

○加入方式：半相殺特定危険方式

○共済金額(補償額)：1,200,000円 ○損害割合：50%

支払共済金は

$$1,200,000\text{円} \times 38\% (\text{損害割合} 50\%) = 456,000\text{円}$$

果樹栽培は適切な管理が重要です。肥培管理の粗放や病虫害防除の不適切など共済事故以外の原因による減収等は支払い対象として扱わず、分割して評価します。

分割評価

栽培環境・整枝剪定

(植栽状況、間伐の適否、日当たりのよい園地かどうか等)

着果管理

(適切な着果数、着果のムラ等)

病虫害防除

(適時に有効な薬剤散布が行われたか等)

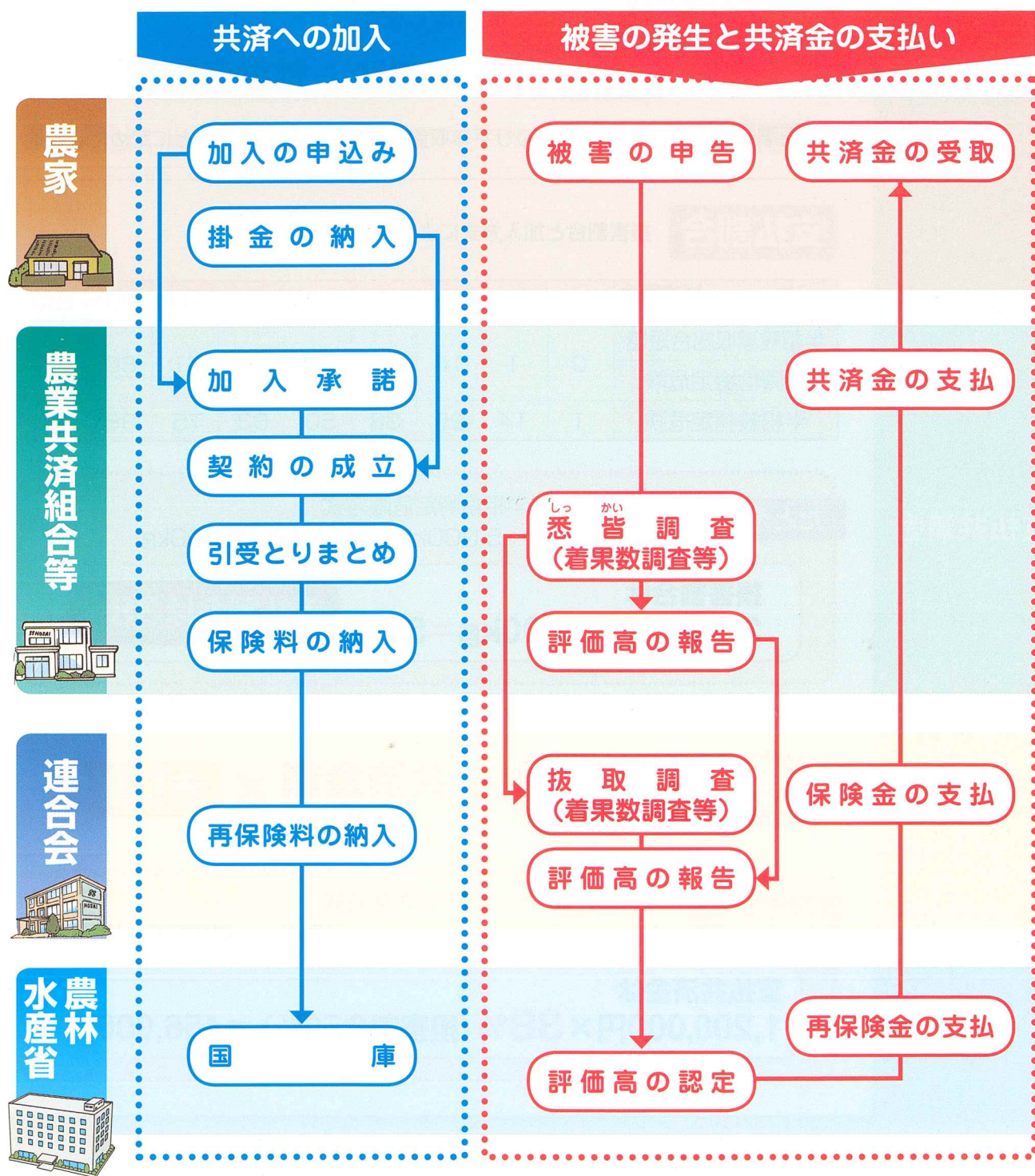
土壌管理(除草・施肥等)

(施肥、除草等が適切か)

特別分割

(自己都合による管理不行き届き等、上記分割に上乗せが必要な場合)

加入から支払いまで



制度改正に伴う一部引受方式の見直しについて

制度改正により、半相殺特定危険方式、樹園地特定危険方式は令和3年産までで廃止となります。令和4年産からは半相殺減収総合短縮方式等への移行をお願いいたします。

半相殺特定危険・樹園地特定危険方式の廃止

令和2年産	令和3年産	令和4年産
半相殺・樹園地特定危険方式で引受可能		半相殺減収総合短縮方式等へ移行

共済関係の成立に関する留意事項

(1) 告知義務と通知義務

加入申し込み時には、申し込み内容について事実を正確に記載して頂く「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違が無いこと、既に事故が生じているものでないこと、又はその事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告して頂くことです。また、共済関係成立後に記載された内容に変更があった場合は、遅滞なくNOSAIに通知して頂く「通知義務」があります。このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払い出来ないことがありますので、記載箇所のご確認をお願い致します。

(2) 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払い出来ないことがあります。

- ① 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- ② 共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。
- ③ NOSAIが共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合。

(3) 損害防止義務

加入者の皆様には、共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき、またはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

(4) 解除等における共済掛金等の取扱いについて

(1)、(2)、(3)の事象が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生いたしませんのでご了承願います。

**共済関係成立後に交付する加入承諾書で、
加入内容のご確認をお願いします。**

- ① 申し込み頂いた内容
- ② 契約後に通知が必要な事項
- ③ 補償対象となる共済事故の一覧

農家の皆様へ

— 金融商品販売法に係る重要事項 —

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合等・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがあります。

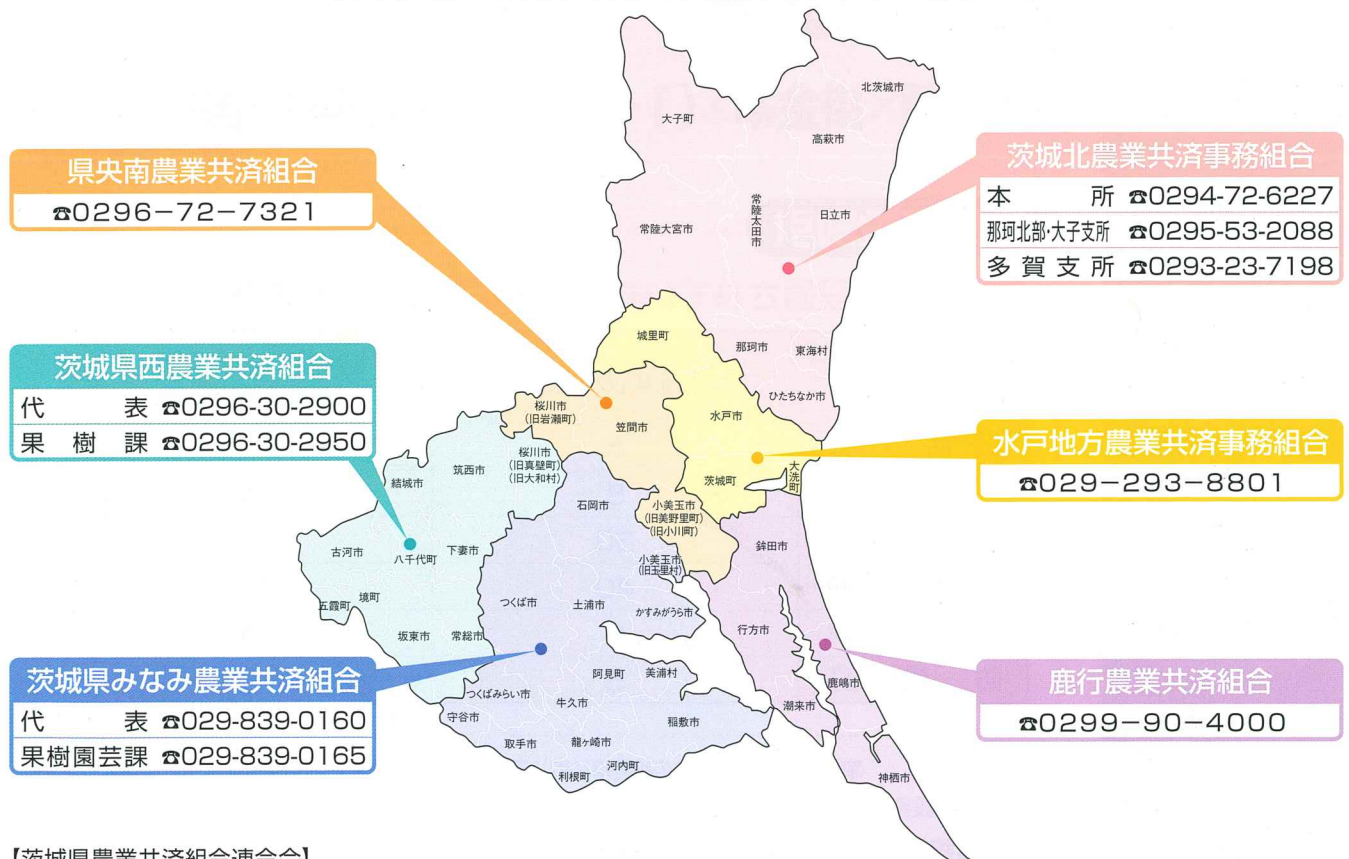
- (1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合等の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。
- (4) 組合等への損害通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合等の財務状況によっては、共済金等としてお支払いする金額が削減されることがあります。

※この重要事項は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただく旨よろしくお願い致します。

【個人情報の取扱いについて】

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた上、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において連合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

お申込み・お問い合わせは最寄りのNOSAIまで



【茨城県農業共済組合連合会】

住所：水戸市小吹町942 代表：029-215-8881 / 農産果樹課：029-215-8884 HPアドレス <http://www.nosai-ibaraki.or.jp>

(令和2年産用)